

平成 29 年 1 月
一般社団法人 茨城県バス協会
会 長 米川 公誠

平成 29 年新年の挨拶

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

年頭に当たり、新春のご挨拶を申し上げます。

昨年 1 月に長野県軽井沢町において、貸切バスの乗客・乗員 15 名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。安全・安心の確保は、バス事業者にとって最も重要なことでもあります。二度とこのような悲惨な事故が起こらないよう、国交省、日本バス協会とともに安全対策及び事故防止の徹底を図って参ります。

また、自然災害に見舞われた年でもありました。4 月には熊本地震が発生し、熊本県から大分県まで広域に甚大な被害を受けました。その他、相次ぐ台風の上陸等により北海道を始め各地に甚大な被害をもたらしております。

地域の公共交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、全国の乗合バスの輸送人員は、平成 23 年を境に下げ止まり、増加傾向にあります。茨城県内においても同様の傾向に有り、地方自治体や事業者の努力により、平成 27 年度は対前年比で若干増加しております。

乗合バス事業の健全化のためには、少子・高齢化、環境問題など社会の構造的な変化、また、価値観やニーズの多様化などに適切に対応し、地方公共団体や利用者と連携を深め、地域に密着した事業展開を図っていかねばなりません。引き続き「改正地域公共交通活性化・再生法」を活用し、地方公共団体とともに、まちづくりと連携して面的な公共交通のネットワークの再構築を図る必要があります。

貸切バス事業につきましては、軽井沢町で発生したスキーバスの事故を踏まえ、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において再発防止策について検討が行われ、昨年 6 月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、速やかに講ずべき事項については、順次、制度の見直しが実施され、道路運送法の一部を改正する法律のうち事業許可の更新制の導入以外は昨年 12 月 20 日に施行されております。バス業界にとって、事業許可

の更新制、運行管理体制の強化、行政処分の厳罰化、民間指定機関の巡回指導制度の導入等安全に関する規制が強化されておりますが、今回の事故をバス業界全体の問題として捉え、安全対策と事故防止の徹底を図っていく必要があります。

さらに、運送事業者自らが経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築・改善することにより輸送の安全性を向上させることを目的に、平成 18 年から導入された「運輸安全マネジメント」制度について、貸切バスについては平成 24 年の関越道の事故を契機に車両数にかかわらず全ての事業者が運輸安全マネジメントの評価対象となっております。運輸安全マネジメント制度の趣旨を理解し、引き続き、安全優先経営の徹底を図る必要があります。

貸切バスの更なる安全確保を図る観点から、日本バス協会は、「貸切バス事業者の安全性評価・認定制度」を平成 23 年度から開始しておりますが、平成 28 年 9 月 29 日現在、全国で 1,050 者が認定を受けております。平成 28 年は 560 者が新たに認定を受け、内安全性に対する取組が優れているとして三つ星 115 者、二つ星 106 者が認定を受けております。茨城県の事業者は 39 者が認定を受けており、内三つ星 5 者、二つ星 5 者が認定を受けております。この制度が円滑に運営され、安全性によるバス差別化が有効に機能し、結果として貸切バス事業のレベルアップに繋がることを期待するものです。

貸切バスの新たな運賃制度がスタートしてから 3 年目を迎え、収支状況は改善されたものの実働率は低迷しており、経営状況は依然として厳しい状況ですが、2020 年には「東京オリンピック・パラリンピック」が、2019 年には「いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会」が開催されますので、バス協会としても全面的に協力していきたいと思っております。皆様のご協力をお願いします

今後とも茨城県バス協会の運営に関し、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。